

県民の安心感に関するアンケート調査業務仕様書

1 業務の名称

県民の安心感に関するアンケート調査業務

2 業務の目的

広島県では、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながらいきいきと暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向け、地域の支え合い活動を進めるための仕組みづくり等に取り組んでいる。

今後の施策を検討するため、インターネットを活用したアンケートにより県民の実態把握を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 調査の概要

調査名	県民の安心感に関するアンケート調査
調査先	18歳以上の者
調査地域	広島県内全域
集計数	3,000件以上 (30歳未満～70歳以上まで10歳ごとに各500件)
設問数	45問程度(別紙調査票参照)
設問内容	別紙調査票をベースに校正を2回
調査期間	令和8年1月から2週間程度(予定)

(2) 内容

ア 調査設計サポート

・調査票の校正

公告時の調査票をベースとして調査票を作成し、2回程度校正を実施。

・調査モニターの確保

アンケート調査に先立ち、調査に必要なモニターを確保。

なお調査対象は「4 委託業務の内容 (1) 調査の概要」のとおり。

・アンケート調査集計数の確保

「4 委託業務の内容 (1) 調査の概要」のとおり、必要な集計数を踏まえ、必要数を充足するよう調査の周知・発信に努めること。

イ インターネットによるモニターアンケート調査の実施

・アンケート入力フォーム作成

任意のソフト・アプリケーションで作成すること。

・アンケートサイト画面作成

画面構成に指定はないが、回答者が回答しやすい画面とすること。

・アンケート配信

調査の周知発信に努め、必要数を充足するよう努めること。

ウ 回答データ集計・管理

回答データ集計にあたっては、委託者の求めに応じ、随時、クロス集計及び図表、グラフの作成、傾向分析を行うこと。

エ 調査結果報告書の作成

実施した調査の結果について取りまとめるとともに、分析の結果明らかになった傾向などをコメントとして記載すること。

(3) 特記事項

ア 集計数が予定の数を超えたときに、年代、居住地域（質問票 問3の市区町の区分）別の回答数に大きな差異がある場合は、調査を継続すること。また、居住地域については全体の人数比が人口比と近似となるよう回収し、実情に近い回答数確保に努めること。

イ 回答者の性別に大きな偏りが無いよう、性別を考慮した回答の確保に努めること。

ウ 図表やグラフの作成の際は、分析コメントやスライドを含めて作成すること。

エ 調査開始後、1月中旬～2月上旬を目途に集計したローデータ及び分析コメントやスライド等を速報値として県に提出すること。

オ 成果物については、モノクロ印刷時に凡例が区別できるよう工夫すること。

5 成果物及び納入

(1) 成果物

ア 調査画面

イ 回答ローデータ (Excel、PowerPoint 等)

ウ 回答集計表 (Excel、PowerPoint 等)

エ 調査結果報告書 (Excel、PowerPoint 等)

(2) 納入期限 令和8年3月31日

(3) 納品場所 広島県健康福祉局地域共生社会推進課（広島県庁本館6階）

6 成果物の帰属及び機密の保持

(1) 成果物の帰属

本委託業務による成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条規定に定められた権利を含む）は、県に帰属する。ただし、受託者が従前から有する著作物あるいは第三者の著作物の利用については、事前に県と協議すること。

(2) 成果物の利用

県は、本業務の成果物を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用を許諾できるものとする。

(3) 機密の保持

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

イ 受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

7 契約に関する条件等

個人情報取扱特記事項等に記載するほか、次の内容を遵守すること。

(1) 業務の履行

受託者は、県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

(2) 著作権に関する措置

何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報取扱特記事項等を遵守すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上決定する。